

研究ノート

基本的事項の位置づけ
—保育内容・領域 理解への枠組み—

清水将之

(受理日：2020年12月26日)

Positioning of Fundamental Matters,
—Frameworks of Early Childhood Education and Care of Aims of Content, Field,
and Comprehension—

Masayuki SHIMIZU

要旨

2017（平成29）年に幼稚園教育要領、保育所保育指針はそれぞれ数度目の改訂（定）が行われ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は初めての改訂が行われた。それまでの3歳以上児が対象であった五領域が今般の改訂（定）により0歳児は三つの視点、（満）1歳児以上が五領域となった。つまり、従前の保育内容・領域の枠組みに変動もたらされたのである。

そこで、本稿は改訂（定）された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を俯瞰しながら、まず基本的事項の位置づけを確認し整理する。次に、保育内容・領域理解の枠組みの視点から基本的事項の位置づけについて若干の検討を行う。最後に、これらを踏まえた上で幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領における基本的事項の取扱いに関する問題の所在を明徴させることを試みるものである。

キーワード：基本的事項、保育内容・領域、発達過程理解

I. 緒言

本稿の目的は先に改訂（定）¹⁾（注1）された保育所保育指針ならびに幼保連携型認定こども園教育・保育要領における「基本的事項」について、保育内容・領域理解の枠組みの視点から検討を加えるものである。特に、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を俯瞰した上で、基本的事項が位置づけされていない幼稚園教育要領について、若干の検討と所在を明徴させることを試みたい。

幼稚園教育要領や保育所保育指針は数度の改訂（定）を経て、直近では2017（平成29）年に改訂された^{（注2）}。幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同じくして改訂（定）された。この幼保連

携型認定こども園教育・保育要領は2014（平成26）年に告示されて以来、初の改訂（定）となった。つまり、本邦内の乳幼児教育施設における保育や教育の内容が一律に大臣告示として示されたわけである²⁾。

ところで、幼稚園教育要領や保育所保育指針の記載内容の共通化は1963（昭和38）年に当時の文部省および厚生省の両局長通知である「幼稚園と保育所との関係について」^{3) 4)}がその淵源である。同通知では幼稚園と保育所の目的を「(略) 両者は明らかに機能を異にするものである。」としたうえで、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園

該当年齢の幼児のみを対象とすること。」と示している⁵⁾。つまり、幼稚園と保育所の目的の違いを智見したうえで、幼稚園や保育所の教育や保育の内容が示されている幼稚園教育要領ならびに保育所保育指針の教育に関するもの^(注3)が共通化⁶⁾したのである。以来、2014（平成26）年に幼保連携型認定こども園の教育と保育の内容が示された幼保連携型認定こども園教育・保育要領も含め教育に関するものが共通化したのである。

直近の改訂（定）である2017（平成29）年では幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の全てが改訂（定）されたことを先に示した。しかし、本稿で検討を行う「基本的事項」は幼稚園教育要領には示されていない。確かに、今般の幼稚園教育要領の基本方針には発達過程に関する記述は見当たらない。その一方で第1章に示されたような満3歳児が学年の途中から入園すること、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること、特別な配慮を必要とする幼児への指導といった項目が改訂の要点として示されている⁷⁾。つまり、今般の改訂（定）を以つても幼稚園教育における発達過程理解は必要であり、各幼稚園における創意工夫を加えた教育課程の編成と実施という点で座りが悪い。民秋らは「わが国の保育を担うところの『保育の内容』について、それぞれが同じ地点についたことになる。」と指摘した上で「3とおりの保育の内容をとらえるものをもっていることにちがいない。」と述べている⁸⁾。また前後して「国民の選択的付託を受けることになる。」⁹⁾とも言及しているが、幼児教育の無償化をという視点からしても、教育や保育の主たる享受者である乳幼児や保護者にとって選択的付託が事実上経済的事由に起因することはまずもって制度的な瑕疵が存在すると言っても過言ではない。仮に歴史的背景や制度的条件を十分に考慮したとしても、一考の余地があると考えられる。回顧的ではないが1948（昭和23）年に当時の文部省が発刊した「保育要領－幼児教育の手引き－」には発達の特徴と発達過程が「二 幼児期の発達特質」として示されているのである¹⁰⁾。

上記に示した点を吟味しながら、保育所保育指

針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された「基本的事項」について保育内容・領域 理解の枠組みの視点から若干の検討を加えて行くものである。検討の限界性の事由は次章で示すとして、若干の知見得たのでここに報告する。

II. 先行研究の検討と研究の方向性について

本章では昨今の先行研究について吟味しながら、本研究の方向性について画してみたい。

CiNii（国立情報学研究所（NII）が運営する学術情報データベース）の論文検索で、検索語「基本的事項」＋「保育所保育指針」、検索語「基本的事項」＋「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」で検索しても、本稿で検討を行う保育内容・領域に関する保育所保育指針（以下、「保育指針」とする。）や幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下、「教育・保育要領」とする。）に関するものは見当たらない¹¹⁾。唯一、今泉良一が保育指針第1章総則における「養護に関する基本的事項」について検討を行っているだけである¹¹⁾。保育は養護と教育が一体化（一体となった）ものであることから、養護に関する基本的事項に関する検討は関心を寄せるところであるが、その検討の中心は時間外保育に焦点をあてていることから残念ながら本稿に示唆を与えるものではない。これらのことから、教育要領、保育指針、教育・保育要領に関する体系的かつ全般的な研究として「民秋言・西村重希・清水益治・千葉武夫・馬場耕一郎・川喜田昌代（2017）幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷」を提示することができる¹²⁾。民秋らは教育要領、保育指針、教育・保育要領に関する成立過程と歴史の変遷を丁寧に追いながら、それらに関係する諸背景を提示したうえで各改訂（定）時における教育要領、保育指針、教育・保育要領の要諦を明らかにしている。とりわけ、直近の教育要領、保育指針、教育・保育要領の改訂（定）まで範囲と視座を包括している点は本稿に多大な示唆を与えるものである。よって、本稿では民秋らの研究成果を基礎的な資料として参照しながら検討を行うものである。

本章で示した通り、本研究で取り扱う内容に関する先行研究の蓄積は僅少である。試行的検討ならびに試論的域を脱しない可能性を含むことを予め提示しておきたい。

III. 基本的事項の位置づけ

本章では「基本的事項」の位置づけについて整理することとする。

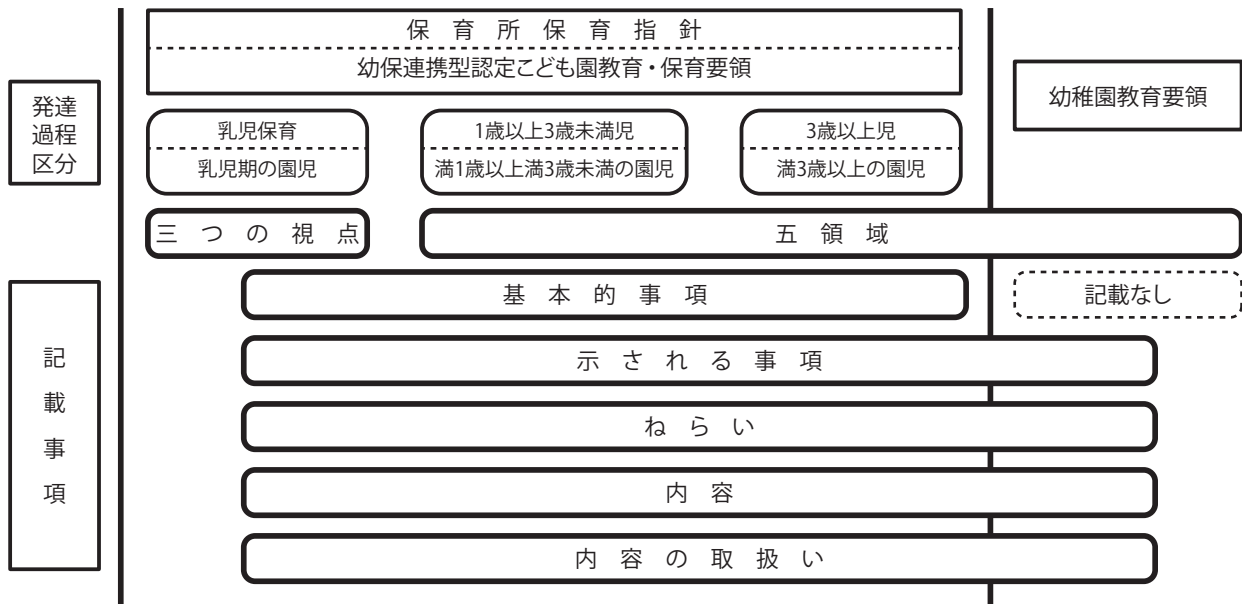
基本的事項とは「(略) 年齢を乳児・1歳以上3歳未満児・3歳以上児に区分し、ねらい及び内容を

を記載している。いずれも基本的事を踏まえた上で、ねらい及び内容が理解できるように構成されている。この場合、基本的事項には乳幼児期の発達の特徴があげられているが、この時期の発達の特徴を理解した上で、子どもにとって望ましい保育とはどのようなものかを考察するように構成されている。(略)」と説明されている¹³⁾。

次に、図表1には教育要領、保育指針、教育・保育要領における基本的事項の記載と記載箇所について示した。

	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
基本的事項に関する記載	なし	あり	あり
記載箇所	なし	第2章	第2章

図表1-1 基本的事項の記載



注：筆者作図。

図表1-2 基本的事項と保育内容・領域の枠組み

図表1-1ならびに図表1-2に示した通り、保育指針、教育・保育要領では第2章¹⁴⁾において発達過程区分ごとに基本的事項が記載されている。教育要領には基本的事項ならびに発達過程区分は記載されていない。これは、1956（昭和31）年に幼稚園教育要領が発行された当時からである¹⁵⁾。しかし、当時の教育要領において発達に関する記

述が全くないというわけでもない。第三章 指導計画の作成とその運営 1 経験を組織する場合の着眼点 として「1. 幼児の発達程度に適應した計画を立案すること。」との記述も出現している。つまり、指導計画の作成という点で発達に関する記述が出現し、今日の教育要領にも引き継がれているわけである^(注4)。

	幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
発達過程区分に関する記載		あり	あり
発達過程区分	なし	乳児保育	乳児期の園児
		1歳以上3歳未満児	満1歳以上満3歳未満の園児
		3歳以上児	満3歳以上の園児

図表2 発達過程区分の記載

続けて、図表2には発達過程区分に関する記述を示した。先に叙述した通り保育指針、教育・保育要領では発達過程区分ごとに基本的事項が記載されている。第2章では教育に関するねらい及び内容が示されている。それは保育内容や領域のことである。つまり、三つの視点（保育指針、教育・保育要領）と五領域（教育要領、保育指針、教育・保育要領）に関する内容のことで「示される事項」「ねらい」「内容」「内容の取扱い」の枠組みと記載内容は同一である（ただし、教育要領では発達過

程区分でいう乳児保育・乳児期の園児、1歳以上3歳未満児・満1歳以上満3歳未満の園児は除く）。次章では基本的事項の記載内容について吟味してみたい。

IV. 基本的事項の記載内容

本章では基本的事項の記載内容について保育指針、教育・保育要領を発達過程区分で俯瞰し吟味することとする。

	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
発達過程区分	乳児保育に関わるねらい及び内容	乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
記載内容	<p>(1) 基本的事項</p> <p>ア 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。</p> <p>イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児保育の「ねらい」及び「内容」については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。</p> <p>ウ 本項の各視点において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。</p>	<p>基本的事項</p> <p>1 乳児期の発達については、視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成されるといった特徴がある。これらの発達の特徴を踏まえて、乳児期の園児の保育は、愛情豊かに、応答的に行われることが特に必要である。</p> <p>2 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、乳児期の園児の保育のねらい及び内容については、身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」としてまとめ、示している。</p>

発達の特徴と発達過程に関する記述

三つの視点に関する記述

図表3 乳児保育・乳児期の園児の基本的事項

	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
発達過程区分	1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
記載内容	<p>(1) 基本的事項</p> <p>ア この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育士等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育士等は、子どもの生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。</p> <p>イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。</p> <p>ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。</p>	<p>基本的事項</p> <p>1 この時期においては、歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育教諭等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる。このように自分でできることが増えてくる時期であることから、保育教諭等は、園児の生活の安定を図りながら、自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる必要がある。</p> <p>2 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育のねらい及び内容について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。</p>

発達の
特徴と
発達過程
に関する
記述

五領域
関する
記述

図表4 1歳以上3歳未満児の保育・満1歳以上満3歳未満の園児の保育の基本的事項

	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
発達過程区分	3歳以上児の保育に関するねらい及び内容	満3歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
記載内容	<p>(1) 基本的事項</p> <p>ア この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。</p> <p>イ 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、保育の「ねらい」及び「内容」について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。</p> <p>ウ 本項の各領域において示す保育の内容は、第1章の2に示された養護における「生命の保持」及び「情緒の安定」に関わる保育の内容と、一体となって展開されるものであることに留意が必要である。</p>	<p>基本的事項</p> <p>1 この時期においては、運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる。これらの発達の特徴を踏まえて、この時期の教育及び保育においては、個の成長と集団としての活動の充実が図られるようにしなければならない。</p> <p>2 本項においては、この時期の発達の特徴を踏まえ、教育及び保育のねらい及び内容について、心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ、示している。</p>

発達の
特徴と
発達過程
に関する
記述

五領域
関する
記述

図表5 3歳以上児の保育・満3歳以上の園児の教育及び保育の基本的事項

図表3～5には基本的事項の記載内容について示した。まず、発達過程区分は保育指針では乳児保育、1歳以上3歳未満児の保育、3歳以上児の保育、教育・保育要領では乳児期の園児の保育、満1歳以上満3歳未満の園児の保育、満3歳以上の園児の教育及び保育と記載されている。発達過程区分でいう対象年齢は同一であるが、教育・保育要領では満3歳以上の園児では教育及び保育と表記される点が異なっており興味深い。次に、記載内容は保育指針ではアが発達の特徴と発達過程に関する内容、イが三つの視点や五領域に関する内容、ウが養護に関する内容となっている。教育・保育要領では1が発達の特徴と発達過程に関する内容、2が三つの視点や五領域に関する内容となっている。以上の点は保育指針と教育・保育要領が共通化した内容が記載されている。他方、大きく異なるのは保育指針ではウとして養護に関する内容となっている点である。この点は教育・保育要領では記載されていない。保育所保育は養護と教育が一体化（一体）となったものであり、保育指針において養護に関する基本的事項が示されている。他方、教育・保育要領では、幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項として示されている。

上記で俯瞰した通り、基本的事項は発達過程区分ごとに発達の特徴や発達過程について記載されている。つまり、発達の特徴や発達過程を十分に踏まえたうえで保育や教育（三つの視点や五領域）が展開される必要性が確認できた。加え、保育内容・領域理解への枠組みとして基本的事項の位置づけを推重する必要性も確認できたと言える。

次章では若干の検討を試み、本稿のまとめを行う。

V. 若干の検討とまとめ

本稿の目的は保育指針ならびに教育・保育要領における基本的事項について、保育内容・領域理解の枠組みの視点から検討を加えるものである。

まず、基本的事項の位置づけとその記載内容から発達の特徴と発達過程に対する理解が保育内容・領域理解への枠組みとして重要であることが確認できた。保育指針は従前より発達に関する記述が一章にわたって示されてきた。民秋らも保育指針の1999（平成11）年や2008（平成20）年の改

訂（定）における発達過程区分の記述に関し、特に1999（平成11）年を例示して「大切にすべき」と言及している¹⁶⁾。保育指針においても発達に関する記述は数度の改訂（定）の途上で大綱化や発達過程区分の整理がなされ、今般の基本的事項の形式に収斂されてきた。それでも小学校との円滑な接続という点から見ても、発達の特徴や発達過程理解が乳幼児教育における「育ちの連続性」を支持していくものと確言することができる。つまり、保育内容・領域理解の枠組みから基本的事項の重要性を改めて指顧することができるだろう。

次に、基本的事項と教育・保育要領、教育要領について検討を加え、その問題の所在を明徴させることを試みたい。教育・保育要領は2014（平成26）年に告示された段階では発達過程に関する記載は見当たらない。そして、今般の改訂（定）において保育指針と同様に基本的事項が記載された。これは乳児期の園児の保育が三つの視点、満1歳以上満3歳未満の園児の保育が五領域として示されたからである。教育要領は先に指摘した通り、1956（昭和31）年に刊行されて以来、保育指針と同様若しくは近似した発達過程に関する記述は出現しない。確かに、保育所と幼保連携型認定こども園と幼稚園では教育や保育の対象となる乳幼児の年齢は異なる。しかし、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園という乳幼児教育制度において3歳以上の子ども（幼児）が全ての制度で対象となっている現状で教育要領のみ基本的事項が示されていないことは、幼稚園が学校教育法下における制度とは言え、乳幼児の育ちの連続性や発達過程の点から見ればいかにも座りが悪い^(注5)。また、乳幼児教育に係る今日的課題やとりわけ特別な配慮を必要とする幼児への指導（教育要領でいうところの）、家庭との連携という点を十分に顧慮するならば、幼児の発達の特徴や発達過程は領域理解において極めて重要と言えるだろう。民秋らも保育指針における発達過程区分の発達の特徴と発達過程の記述を高く評価したうえで、『教育要領』『教育・保育要領』には、もちろん取り上げられていない。それゆえ、ここに掲載する資料は幼稚園、認定こども園それぞれの保育においても大いに参考になるであろう。念為申し添える。」と指

摘している(注6)17)。

終わりに教育要領、保育指針、教育・保育要領は成立過程を異にしている。その一方で本邦内の乳幼児教育施設としての役割をそれぞれが担っている。とりわけ、(満)3歳児以上の幼児の教育内容は五領域として共通化している。成立過程は異にしているとはいえ、乳幼児教育施設における発達過程理解の程度にその差が仮にでもあるとすれば、乳幼児教育の主たる享受者である子どもや保護者にとっての不利益と言わざるを得ないだろう。

参考文献

- (1) 文部科学省(2018) 幼稚園教育要領解説. フレーベル館.
- (2) 厚生労働省(2018) 保育所保育指針解説. フレーベル館.
- (3) 内閣府他(2018) 幼保連携型認定こども教育・保育要領解説. フレーベル館.
- (4) 民秋 言, 西村重希, 清水益治, 千葉武夫, 馬場耕一郎, 川喜田昌代(2017) 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林.
- (5) 清水将之(2017) 幼稚園教育要領における領域『健康』の変遷－保育要領と幼稚園教育要領を俯瞰して. 淑徳大学短期大学部研究紀要, 56, 81-97.
- (6) 清水将之, 相楽真紀子(2018) 改定版 保育内容・領域 健康. わかば社.

注釈

- (注1) 本稿に関する先行研究の蓄積は引用参考文献に示した、民秋 言, 西村重希, 清水益治, 千葉武夫, 馬場耕一郎, 川喜田昌代(2017) 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林. 以外には参照できる資料が存在しない。よって、執筆者らの先駆的役割を尊重して改訂(定)を用いることとする。
- (注2) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領などの記述は研究内容いかんによってその掲

載順が記されていると憶測している(ある部分では執筆者の養成課程における養成の比重とも邪推できるが)。本稿では1948(昭和23)年に当時の文部省によって「保育要領－幼児教育の手引き－」が制定されたことから幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の順に叙述していく。

(注3) 「幼稚園と保育所との関係について」の通知文に準じて記述。

(注4) 幼稚園は幼稚園教育要領解説の冒頭に「創意工夫を加えた教育課程の編成・実施されるようお願いしたい。」と示している。しかし、実際には「小学校教育との円滑な接続を図ることを基本的なねらいとし(後略)」という点がむしろ点が引き継ぎ継承されているように感じられる。それは、教育実習訪問指導を行う都度感じられるところである。創意工夫を加えた教育課程が教育の外注化(体育指導、音楽指導、英語指導)に拍車をかけ、そもそも幼稚園における幼稚園教諭の役割は何か?という根本的な問題提起を教育実習生である学生から吐露されることも多い。結局、1956(昭和31)年当時の六領域の残滓でないかと筆者は考えているところである。

(注5) 1956(昭和31)年に発刊された幼稚園教育要領は「保育内容について小学校教育との一貫性を持たせるようにした、」という点が、本稿で指摘する問題点として拘泥されているのかもしれない。結局、当時より1989(平成元年)に教育要領が改訂(定)されるまでの33年間六領域が継続された点も刮目すべきであろう。教育内容が33年間も変わらなければ拘泥されるのは明らかである。

(注6) 痛快無比である。筆者は約20年来保育者養成に携わり、直近の約10年は教育実習(幼稚園教諭課程)の実習事前・事後指導も担当してきた。学生から指導計画を作成(策定)するにあたり、発達の特徴や

発達過程に関する理解はどのように行えば良いかという良くある質問がある。それに対する回答は保育所保育指針における発達過程に関する記述（改定（定）以前は第2章、現在は基本的事項）を精読せよと指示するだけである。

脚注

- 1) 民秋言. 西村重希. 清水益治. 千葉武夫. 馬場耕一郎. 川喜田昌代 (2017) 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林, 10.
- 2) 幼稚園教育要領は文部科学大臣 松野博一、保育所保育指針は厚生労働大臣 塩崎恭久、幼保連携型認定こども園教育・保育要領は内閣総理大臣 安倍晋三、文部科学大臣 松野博一、厚生労働大臣 塩崎恭久による告示（当時）。
- 3) https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta8961&dataType=1&pageNo=1（情報取得2020/11/29）
- 4) 同上1)に同じ。10-11.
- 5) 同上3)に同じ。
- 6) 直近に改訂（定）された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を比較検討すると、制度上使用しない固有名詞、関連法令用語を除外すると同一の内容である。つまり「共通化している」と格言できる。また、同上1)に同じ。
- 7) 文部科学省 (2018) 幼稚園教育要領解説. フレーベル館, 6-7.
- 8) 同上1)に同じ。23.
- 9) 前掲8)に同じ。
- 10) 同上1)に同じ。38-41
- 11) 検索日2020/11/29
- 11) 今泉良一 (2018) 保育の質の探求②「もうひとつのおうち」：～ 時間外保育の在り方 ～ 敬心・研究ジャーナル 2 (1), 91-93.
- 12) 民秋言. 西村重希. 清水益治. 千葉武夫. 馬場耕一郎. 川喜田昌代 (2017) 幼稚園教育要領・保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領の成立と変遷. 萌文書林.
- 13) 谷田貝公昭（編集代表）(2019) 改定 新版 保育用語辞典. 一藝社. 88.
- 14) 保育所保育指針では「第2章 保育の内容」、幼保連携型認定こども園教育・保育要領では「第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項」として標記されている。なお、保育内容・領域に関する記載内容である示される事項、ねらい、内容、内容の取扱いは制度上使用しない固有名詞、関連法令用語を除外すると同一の内容である。
- 15) <https://www.nier.go.jp/guideline/s31k/index.htm>（情報取得2020/11/29）
- 16) 同上1)に同じ。76-77.
- 17) 前掲16)に同じ。